

1 1 戦後復興と小河内貯水池の完成

戦災によって東京は焼け野原となりました。水道施設も大きな被害を受けました。導水路、浄水場、配水管等の基幹施設は壊滅的被害を免れましたが、家屋の火災等によって給水装置の約70%を失いました。このため焼け跡のいたるところで漏水が発生し、漏水率は80%にも及んだと推定されます。あたかもザルに水を注ぐようなありさまでした。

やむをえず給水管（鉛管）の先端を叩きつぶして漏水を停止させるという、被災直後から行われていた応急作業を続け、昭和20（1945）年10月までに焼失区域全域に応急措置を施しました。次いで、漏水防止事務所を設置し、本格的な漏水防止に向けて順次体制を強化して昭和24（1949）年3月までに漏水率を30%程度までに改善させました。

こうした戦後の混乱に追い討ちをかけるように昭和22（1947）年から24（1949）年にかけて連続して台風が関東地方を襲いました。出水、激流等によって水道施設の機能が損なわれ、断減水を余儀なくされました。

このような戦災や台風被害に加えて経済の混乱など極めて厳しい状況の下にありましたが、水道の戦後復興は着々と進められました。局内、局外のさまざまな検討を踏まえて、戦争で中断されていた拡張事業が再開されます。

まず、応急拡張事業が再開されました。金町浄水場、砧下浄水場の増強を主体とするこの事業は全工程の40%を残して中断されていましたが、その残工事に配水施設拡張事業で計画されていた杉並浄水場の増強等を加え、昭和23（1948）年8月に工事再開に至り、昭和28（1953）年3月に事業を完了しました。

応急拡張事業再開の翌月9月、第二水道拡張事業の根幹施設である小河内貯水池建設工事が再開されました。ところが、工事再開に先立って思わぬ問題が生じていました。それは用地問題です。

都では買収済み用地内の農地について、食糧増産の必要から小河内、丹波山、小菅の各村民に自主的耕作を許可していました。ところが昭和 21（1946）年に農地改革の一環として「自作農創設特別措置法」が公布されると、都はいわゆる不在地主であるとの解釈から地元の農地委員会等が逆に都所有地を買収しようとする手続きをとりはじめました。

それでは小河内貯水池の建設は不可能となってしまいます。都は、地元各村、山梨県等への説明説得を精力的に行い、農林省等への折衝も重ねた結果、昭和 24（1949）年 2 月までに農地の難問はひとまず決着が図られました。

その後も引き続き水没補償問題や移転の善後措置等を地元と協議し、昭和 26（1951）年 3 月に小河内村と、昭和 27（1952）年 7 月に丹波山村、小菅村と覚書が交わされ多年の懸案はほぼ解決されました。

小河内貯水池建設には、資金、機材の調達難、大規模工事施行に伴う新技術の開発、導入等種々の難問題に直面しましたが、関係者のたゆまぬ努力により、昭和 32（1957）年 11 月 26 日には竣工式を迎えることができました。

着工以来 20 年余の歳月を経て完成した小河内貯水池は、都民の公募により「奥多摩湖」と呼ばれるようになりました。

戦後再開された拡張事業には、以上のほか相模川系水道拡張事業があります。戦前、城南配水補給施設事業として認可を受け、未着工となっていたものです。戦前の計画は川崎市からの浄水の暫定分譲でしたが、これを原水の永久的分譲に改めて再開することとしました。しかし、分水協定の改定をめぐる、都、神奈川県、川崎市の交渉は難航しました。

しかし、当時の城南地区の厳しい給水状況を一刻も早く改善するため、分水協定の改定を待たずに、昭和 25 年度に着工に踏み切りました。昭和 28（1953）年 3 月に多摩水道橋が完成し、昭和 30（1955）年 2 月には分水協定書が改定され、昭和 34（1959）年

3月にはこの事業の主体施設である長沢浄水場が完成しました。こうして相模川からの水は、日量20万立方メートルの水道水となって城南地区に配水され、低劣な給水状況は大幅に改善されました。